

（滿洲財界事情第一二號）

康德十年七月

興農合作社の新貸付方針及貸付狀況

滿洲興業銀行考査課



興農合作社の新貸付方針及貸付状況

周知の如く我國に於ては、本年一月二十日戰時緊急農産物増産方針を發表、本年度農産物増産に對する基本方針を明示したのであるが、同要綱に於ては、計畫作物の作付面積の増加、農機具の造成改良の積極化等生産面に於ける施策を闡示すると共に、農機具の造成と計畫作物の増産蒐荷との關聯緊密化即ち金融面よりする施策に付ても

(1) 營農資金の貸付に當りては計畫作物の康徳九年度の出荷実績を基準とし康徳十年度の作付面積及出荷豫定量を勘案し其の額を決定するものとす

(2) 營農資金の融資に付ては貸付總額の増大及貸付限度の引上げを行ふものとす

との積極方針を明かにして居るのである。之が爲營農資金の供給機關たる興農合作社に於ては、本年一月康徳十年度資金貸付方針とし

て一社員當最高貸付限度の引上を決定せるに引續き、同二月農産物増産並に蒐荷促進資金貸付要項を策定、現下の要請たる増産並に蒐荷に寄與すべき新貸付方針を決定したのである。而して同要項に基く新貸付は、春耕資金需要期たる本年三月以來實施されつゝあり、之が資金放出額も從來に比し著しく増大の傾向を示して居るのである。以下右新貸付方針及貸付に付概説することとする。

一、新貸付方針の内容

新貸付方針の最も主要なる點は現在特に緊急増産を要請されて居る先錢農産物（大豆、蘇子、大麻子、小麻子、高粱、包米、粟、大麦、小麦、燕麥及粳の十一品目）の増産並に蒐荷の促進を企圖せることであつて、出荷見返貸付とも稱され、即ち本年出廻期に出荷さるべき農産物を見返として貸付を行ふものである。其の内容は概ね次の通である。

先づ貸付の方法及金額に付て見るに、先錢農産物の出荷朝當を受

諾せる村又は興農會（興農會を結成せざる場合は屯）にして、小作料の金納制又は代金納制並に集團出荷（共同出荷を含む）を行ふ場合に於ては、出荷割當量一應に付四十圓を標準とし、興農會を單位として信用貸付を行ふこととしたのである。而して此の出荷見返貸付を行ふ場合は、一社員當最高貸付限度の規定は適用されず、出荷割當額に應じて貸出金額が決定されるのである。而して右一應當貸出金額は一應の標準を示すものであつて、先錢農産物の種類及既往の出荷実績を勘案の上適當に増減し得ることとなつて居り、例へば粃の如き作物に對しては一應に付六十圓の貸付を認めることとして居るのである。上述の如く出荷見返貸付は個々の社員を對象とせず興農會を對象として實施され、且適用條件に付ても制限を設けて居るのであるが、斯る條件を具備せざる場合に於ても貸付を停止するものでは無く、例へば集團出荷を實施せざる社員に對しても、興農會長に於て元利金償還の責に任ずる場合は、出荷見返貸付に準じ

て貸付を行ひ得ることゝして居るのである。但し此の場合の一應當
貸付標準額に付ては、豫め市縣旗公署と協議の上減縮されることゝ
なつて居る。又出荷割當を受諾せるも小作料の物納割の爲以上の如
き取扱を行ひ得ざる場合、或は南滿に於ける如く貧農の爲出荷割當
を受諾し得ざる場合に於ては、一般信用貸付及擔保貸付の方法及限
度に依り貸付を行ふことゝして居るのである。其の最高貸付限度は
本年初の増額決定に依り左の通となつた。

一 社員當最高貸付限度

信用貸付 六〇〇圓

擔保貸付 三〇〇〇圓

然しながら斯る一般貸付を認めるに當つても、出荷見返貸付及之
に準ずる貸付を優先的に行ひ、一般貸付を第二次的に取扱ふことは
勿論である。又其他の資金、即ち生活資金、商工業資金、舊債償還
資金及土地購入資金等の如く直接緊急増産に寄與せざる資金に付て

は、極力抑制又は禁止の方針を採ることゝなつて居る。

次に貸付金の償還方法に付て見るに、出荷見返貸付は將來出荷を行ふと言ふ約定の下に實施されるのである爲、特に回収の確實を期し、交易場又は指定場所に於て當該出廻年度の出荷農産物販賣代金より差引返濟を行はしめることゝし、又之が元利償還に付ては別に約定書を作成せしめ、興農會長及村、屯内有力者をして連帶責任を取らせることゝして居るのである。然しながら現實に於ては、大量出荷に際し交易場乃至指定場所に於て農産物代金より差引返濟を行はしめることは、取扱の煩雜を免れぬ爲、興農會長の絶對責任の下に返濟金を取纏め、保證人たる村長を経て返濟すると言ふ方法が採られることになつて居るのである。而して村又は興農會（屯）に於て、貸付金額を當該出廻年度の所定の時期迄に完濟せる場合は、村又は興農會（屯）に對し貸付金利息の一朝に相當する金額を交付し共同施設、福祉施設等に利用せしむることゝして居るのである。又

天災其の他不可抗力に依り、當該出廻年度に於て償還不能の如き事態の發生せる場合は、豫め市縣廣公署と協議の上翌年度の出荷に依る販賣代金を以て償還せしむることとして居るのである。

二 新貸付方針に依る貸付状況

以上の如く出荷見返貸付は先錢農産物確保の裏付として出荷割當に應じて放出される爲、之が所要資金は必然的に増大すべきことが豫想されるのであるが、康徳七年以來實施されて來た先錢制度は本年度農産物増産對策の實施を契機として、發展的解消を見ることとなり、之に代ふるに本年度は從來先錢を交付せる農産物に付、康徳十年十月一日より明年三月末日迄に出荷したる者に對して先錢相當額（一〇〇圓に付一圓）を出荷獎勵金として交付することとなり、なるとのである。之等の爲興農合作社に於ては、出荷見返貸付の實施に伴ふ本年度所要資金總額を約三億八千餘萬圓と推定、之が調達に萬全を期して居るのである。其の内譯を示せば次の通である。

康德十年度所要資金内譯（單位千圓）

先錢農産物 三四〇〇〇〇

其他農産物 四五〇〇〇〇

右本年度先錢農産物に對する資金放出豫定額三億四千萬圓を昨年度の先錢農産物に對する最高貸付額一億五千三百萬圓に比すれば、約一億八千七百萬圓の増加となつて居るのである。而して右金額の大部分は出荷見返貸付金を以て占めるものと見られるのである。而して之が最近に於ける實績に付ては、目下の所正確なる數字は知り得ないのであるが、傳聞する所に依れば、出荷見返貸付に依る貸付額は三月以來漸次増加を示し、五月末に於ては約一億四千萬圓の巨額に達し、全貸付額の約七割を占めて居るとの事である。尙最近に於ける興農合作社の貸出狀況を示せば次の通である。

興農合作社各月末貸出高（單位 圓）

月次	全額
康徳十年一月	七五八三九〇八八
二月	七二七五三三五六
三月	八七四〇九八八一
四月	一五三三八六七八九
五月	二一九〇〇〇〇〇〇

註、五月末に於ける貸出額は推定額を示す

（那須稿）